

## 2021年（令和3年）第11回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）10月15日（金）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）10月15日（金）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）10月29日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 福山市農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について  
議案第7号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について  
議案第8号 福山市農業委員会地区農地調整協議会設置要綱の改正について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
1番 佐藤 眞子    2番 上田憲一郎    3番 土屋 智樹    4番 野田 幸男  
5番 寶諸 孝也    6番 谷邊 博人    7番 岡本 卓也    8番 小林 輝仁  
9番 石井 洋子    10番 安原 理雄    11番 下江 京子    12番 河村 昇  
13番 山本 明    14番 須藤 薫雄    15番 谷本 耕造    以上15名
- 8 欠席委員  
以上0名
- 9 その他の出席者  
0名

10 事務局出席職員

事務局 長	宮谷 誘治	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	村上 裕信
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 裕美
神辺出張所	杉原 信広	沼隈出張所	神原 希代子

以上8名

1 1 議事内容  
午前 9時55分

事務局長	ただいまから、2021年（令和3年）第11回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数15名全員出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号3番 土屋 智樹委員と議席番号14番 須藤 薫雄委員をお願いします。 議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2021年（令和3年）第11回総会議案書 追加・訂正事項等について説明します。 議案書 9ページ「2 担い手の農地利用の集積・集約化について （1）担い手への農地利用集積目標」の項の「令和3年度末」を「令和2年度末」に訂正。 同じく、「3 新規参入の促進について （2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」の項の「地域課題や参入企業」を「地域課題や参入者」に訂正。 次に議案書（別冊）12ページ6番が取下げ。以上です。

議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では10月25日午前8時45分からの現地調査に続き、午前10時55分から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号3件、議案第4号5件、合計11件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、6筆1, 847㎡の田を若松町の相続財産管理人である渡人から、春日町浦上の受人が申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>場所は、春日小学校から北東へ360m～760mです。</p> <p>2番は、駅家町下山守の渡人から駅家町近田の受人が申請地を使用貸借し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校から西へ640mです。</p> <p>3番は、御幸町中津原の渡人から御幸町森脇の受人が申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校から南へ1, 650mです。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、10月26日の午後0時45分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号7件、議案第5号1件、合計12件について審議しました。</p>
委 員 4番 野田	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>続き</p>	<p>5番は、沼隈町の受人が、光南町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、熊野町の受人が、水呑町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p> <p>7番</p> <p>岡本</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、10月26日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所5階中会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号7件、議案第4号2件、合計10件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番について報告します。</p> <p>7番は、木之庄町五丁目の受人が、今津町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p> <p>10番</p> <p>安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、10月26日の午前12時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名のうち8名の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号2件の合計13件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの8番から3ページの13番について報告をします。</p> <p>8番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>9番は、加茂町の譲渡人が、譲受人である同居の子に、申請地を贈与するものです。譲受人は野菜を栽培するものです。</p> <p>10番は、駅家町の譲受人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>11番と12番は関連案件で、新市町の譲受人或いは借受人が、同町の譲渡人或いは貸出人から、11番で申請地を譲受け、12番で使用貸借権を設定して、申請地を借受け、新規就農して野菜を栽培するものです。</p> <p>13番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、10月26日、午前9時から現地調査を行い、午前11時45分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号6件、議案第4号2件の合計13件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ14番から17番について報告します。</p> <p>14番は、福岡県糟屋郡志免町の譲渡人が遠方居住で耕作困難となったことから、申請地の川南の田1筆2,038㎡について、親族である川南の譲受人が譲り受けて引き続き水稻栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>15番と16番は関連案件です。</p> <p>15番の東中条の譲渡人と16番の名古屋市の譲渡人が、それぞれ持分二分の一を所有する申請地の西中条の田1筆827㎡と16番の名古屋市の譲渡人が所有する西中条の田2筆653㎡と1,340㎡の合計3筆2,820㎡について、西中条の譲受人が譲り受けて、水稻栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>17番は、兵庫県明石市の譲渡人が、遠方居住で耕作困難となったことから、申請地の下御領の田1筆815㎡について、親族である下御領の譲受人が、それぞれ持分三分の一を贈与により譲り受けて畑として耕作し、季節野菜の栽培をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、受人は農作業経験もあり、必要な農機具・</p>

委員 13番	労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 4番	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。 津之郷町の申請人が、申請地に長屋住宅1棟を建築するものです。

野田	<p>場所は、津之郷小学校の北東、約300メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページの2番について報告します。</p> <p>2番は、神辺町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、山野中学校の南東、約400メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ3番について報告します。</p> <p>3番は、川南の申請人が、申請地である川南の畑1筆438㎡について、農業用倉庫及び露天駐車場として利用するものです。</p> <p>現地調査を行いました。日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、現地は既に農業用倉庫が建築利用されていまして、顛末書の提出を受けています。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて</p>



事務局 続き	<p>適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の6頁1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、若松町の相続財産管理人である渡人から、南蔵王町の受人である法人が、申請地を譲り受け進入路を整備するものです。</p> <p>場所は、春日小学校から北東へ550mです。</p> <p>2番と3番は、関連案件でいずれも広島市西区の受人である法人が建売住宅として所要面積2,214㎡を整備するものです。</p> <p>2番は三吉町の渡人からです。3番は引野町の渡人からです。</p> <p>場所は、坪生小学校から北東へ510mです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生</p>

<p>議 長</p>	<p>じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4番から10番について報告します。</p> <p>4番は、木之庄町の法人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅9棟を建築するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の西、約300メートルです。</p> <p>5番は、山手町の法人が、同町の渡人から賃貸借権を設定して申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の北東、約500メートルです。</p> <p>6番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の北東、約500メートルです。</p> <p>7番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、千年小学校の北東、約400メートルです。</p> <p>8番は、沼隈町の受人が、久松台の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、千年中学校の南、約1.4キロメートルです。</p> <p>9番と10番は関連案件です。</p> <p>新涯町の受人が、福岡県行橋市の渡人ら2人から申請地を譲り受け、庭敷及び進入路として整備するものです。</p> <p>場所は、内海ふれあいホールの南、約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>7番</p> <p>岡本</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、11番から17番について報告します。</p> <p>11番から14番は、関連案件です。北吉津町三丁目の法人が、神村町の渡人4人から譲受け、建売住宅10棟を建築するものです。場所は、松永高校か</p>

<p>委員 7番 岡本 続き</p>	<p>ら東へ約220メートルのところでは。</p> <p>15番は、神村町の受人が、福岡県福津市の渡人ほか8人から譲受け、露天駐車場及び庭を設置するものです。場所は、松永高校から東へ約210メートルのところでは。</p> <p>16番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、松永高校から東へ約240メートルのところでは。</p> <p>17番は、久松台三丁目の受人が、神辺町の渡人から譲受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、金江小学校から南西へ約150メートルのところでは。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊9ページの18番から10ページの21番について報告します。</p> <p>18番は、加茂町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂保育所の北、約1.2キロメートルのところでは。</p> <p>本案件は、既に駐車場として利用されておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>19番は、愛知県春日井市の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、加茂町の貸出人である父から申請地を借受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、加茂中学校の北、約7メートルのところでは。</p> <p>20番と21番は関連案件で、広島市の借受人である法人が、申請地に令和5年3月31日までの期間の賃借権を設定して、20番と21番で、いずれも駅家町の貸出人から申請地を借受け、中国電力ネットワーク株式会社発注の送電線鉄塔建替え工事に伴う露天資材置場として一時転用し、工事終了後は、農地に復元するものです。</p> <p>場所は、いずれも、宜山小学校の南西、約1.2キロメートルのところでは。</p>
<p>1</p>	<p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」10ページ22番から11ページ27番について報告します。</p> <p>22番と23番は関連案件です。</p> <p>申請地の隣地で廃棄物処理業を営む川南の法人が、22番の川南の田2筆3, 162㎡と23番の田1筆1, 186㎡について、それぞれ川南の譲渡人から譲り受けて、合計3筆4, 348㎡を事業拡大に伴い必要となった事業用車両、社員用車両等のための露天駐車場として利用するものです。</p> <p>24番は、御幸町の建築土木・不動産業を営む法人が、道上の田2筆合計1, 275㎡を道上の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅6棟を建築供給するものです。</p> <p>25番は、駅家町の土木建設業を営む法人が、道上の田3筆合計2, 293㎡を道上の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅10棟を建築供給するものです。</p> <p>26番は、十三軒屋の譲渡人が、申請地の十三軒屋の田1筆87㎡について、親族である徳田の譲受人に持分六分の一を譲り渡して、宅地の拡張をするものです。</p> <p>27番は、下御領の貸人が所有する申請地の下御領の田1筆543㎡について、子の下御領の借人が、使用貸借権を設定して借り受けて、自己用住宅を建築するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局  事務局 続き	<p>議案第3号の24番はJR福塩線道上駅から、27番は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p>

	<p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお，「22番と23番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第3号の「22番と23番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第3号の「22番と23番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第4号「非農地証明について」の12頁1番から5番について，報告します。</p> <p>1番は，大門町三丁目の申請人で，1970年（昭和45年）から住宅敷地として利用しております。</p> <p>場所は，大津野小学校から南へ300mです。</p>

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>2番は、大門町大門の申請人で、1999年（平成11年）頃から耕作放棄していたところ、山林となったものです。 場所は、大津野小学校から北西へ1,200mです。 3番は、若松町の相続財産管理人である申請人で、1973年（昭和48年）から住宅敷地として利用しております。 場所は、春日小学校から北東へ550mです。 4番は、3番と同じ申請人で、1989年（平成元年）頃から耕作放棄していたところ、山林となったものです。 場所は、春日小学校から北東へ550mです。 5番は、千田町一丁目の申請人で、1990年（平成2年）頃から耕作放棄していたところ、山林となったものです。 場所は、千田小学校から南西へ1,500mです。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の7番と8番について報告します。 7番は、申請人が、昭和5年頃から宅地として利用していたものです。場所は、藤江小学校から北西へ約580メートルのところですか。 8番は、申請人が、平成3年および平成6年ころから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、遺芳丘小学校から東へ約230メートルから250メートルのところですか。 なお、どちらも農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊13ページの9番と10番について報告します。 9番は、駅家町の申請人が、昭和40年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は、服部公民館の北西、約1.8キロメートルのところですか。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>10番は、駅家町の申請人が、駅家町大字中島1172-7と1174-2については昭和45年頃から、1172-1については昭和51年頃から住宅敷地として利用し、現在に至ります。</p> <p>場所は、駅家小学校の北、約150メートルのところです。</p> <p>なお、9番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第4号「非農地証明について」13ページ11番と12番について報告します。</p> <p>11番は、駅家町の申請人が、相続により取得した申請地の八尋の畑132㎡について、平成元年頃から耕作放棄されて竹木等が繁茂し山林となっているという申請です。</p> <p>12番は、駅家町の申請人が相続により取得した申請地の八尋の畑51㎡について、平成9年4月頃から神社境内の山林となっているという申請です。</p> <p>現地確認をしましたが、申請地については、農地性がなく、農地への復元も困難、周囲の状況から復元しても継続して利用することができないと見込まれることから非農地証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、証明可能の対象地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、農振担当部局との調整は整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお</p>

	願います。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。
議長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番について報告します。 津之郷町の相続人である子が、同町の申請地 6筆 3, 854 m <sup>2</sup> を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。 申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。
議長	次に、議案第6号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答



農業振興  
課担当者

申について」を上程します。  
担当課より説明してください。

農業振興地域からの除外申出に係る担当をしている農業振興課の岡本です。  
議案第6号の福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について、説明させていただきます。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農用地利用計画を変更するものであり、この法律は、まとまりのある優良な農地を計画的に確保・保全するため、農業以外の土地との利用調整を図りながら、農地として利用すべき土地の区域を定めているものです。

農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要がある場合には、あらかじめ、その農地を、農用地区域から除外する必要があります。

除外するにあたっては条件があり、まず5つの要件として、

- ・農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと
- ・農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと
- ・土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること

という要件が定められています。

また、その他として、

- ・不要不急のものでないこと
- ・他法令の許可等の見込みがあること

及び、

本市が独自に基準を定めた「農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画の変更事務取扱要領」による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていることが条件となります。

今回は、年2回の申出のうち、6月30日を締切りとして受付けた申出分135件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、諮問させていただきます。

変更内容について、概要を申し上げます。

別にお配りした「福山農業振興地域整備計画の変更に係る資料」をご覧ください。

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>資料を1枚めくっていただき、「1.農用地利用計画変更状況」の「(1)重要変更」をご覧ください。</p> <p>各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計が一番下の欄にある134件、204筆、119,689.75㎡になります。</p> <p>続いて、資料を1枚めくっていただいて、</p> <p>「(2)軽微変更」について、用途区分の変更の申出が1件、1筆、18.66㎡ありました。</p> <p>続いて、資料を1枚めくっていただいて、「2.変更理由別件数」について、理由別の内訳を記載しています。</p> <p>重要変更の変更理由として主なものとしては、資材置場や駐車場の件数が多くなっています。</p> <p>資料を1枚めくっていただくと、ページ数が振ってあり、1ページから12ページまでが、今回の重要変更に係る内容134件について、最後の1枚が用途区分変更に係る内容1件について、記載しております。</p> <p>本日の諮問に対する答申をいただいた後、公告、30日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への本協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。説明は以上です。</p> <p>議案第6号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>— 質問等なし —</p> <p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。</p> <p>— 全 員 挙 手 —</p> <p>全員挙手により、議案第6号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。</p> <p>次に、議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
-------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局</p>	<p>議案第7号について説明いたします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法について定めることが規定されております。</p> <p>指針は、「第1 基本的な考え方」と「第2 具体的な目標と推進方法」という構成になっております。</p> <p>「第1 基本的な考え方」では、農業委員会法に基づく指針であること、農業委員及び推進委員の任期を目標の期日とし、改選期ごとに見直しを行うことを定めております。</p> <p>「第2 具体的な目標と推進方法」では、「1 遊休農地の発生防止・解消について」、「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」、「3 新規参入の促進について」の3つの項目について、目標と推進方法を記載しております。</p> <p>「1 遊休農地の発生防止・解消について」では、遊休農地を15ヘクタール解消することを目標としております。</p> <p>具体的な推進策は、農地の有効利用の意義・重要性の周知、中間管理機構の活用提案、集落・地域の話し合いへの参加、農地情報の収集、6次産業化や販路拡大などの情報の提供などに取り組むこととしております。</p>
<p>事務局 続き</p>	<p>「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」では、担い手の農地集積率を8.6%以上とすることを目標としております。この目標値は令和2年度末の担い手の農地集積面積261.4ヘクタールに毎年15ヘクタールを上乗せすることで達成する値としております。</p> <p>具体的な推進策は、担い手や新規就農者への相談対応、規模拡大に必要なフォローなどに取り組むこととなっております。</p> <p>「3 新規参入の促進について」では、農業参入者を15経営体確保することを目標としております。</p> <p>具体的な推進策は、農業経営に見合った農地の斡旋、参入者の円滑な受</p>

	<p>入れ，参入後の規模拡大に必要なフォローなどに取り組むこととしています。</p> <p>策定後は，農業委員会等に関する法律第7条第3項に基づき，ホームページにて指針を公表します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第7号について，原案のとおり策定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により，議案第7号は原案のとおり策定することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第8号「福山市農業委員会地区農地調整協議会設置要綱の改正について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案第8号についてご説明いたします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。</p>
続 ぎ	<p>改正の目的は，地区農地調整協議会において，会長の職務の代理ができる解釈を拡大し，弾力的な協議会運営ができるようにするものです。</p> <p>このことにより，例えば，経験を積みます等の事情で職務代理者が協議会の議長を務めるようなことも可能になると思います。説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第8号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第8号は、原案のとおり改正することに決定します。</p>
議長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の15ページから19ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、18件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、20ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、21ページから33ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条64件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、34ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>次に、35ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、36ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が5件ありました。</p> <p>次に、37ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、1件は農地性がないこと、もう1件は農地であることを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、38ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第11回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は11月30日開催の予定です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時50分閉会